

東大阪市住工共生のまちづくり条例の概要

平成25年4月
経済部モノづくり支援室

1. 条例制定の背景(条例の前文)

- 本市は、モノづくり基盤産業を中心に多種多様な製造業が集積するモノづくりのまちであるとともに、人口50万人を擁する住宅都市としての側面もあり、交通の利便性の高さなどを背景に、工業地域又は準工業地域における土地についても、住宅用地としての需要がある。
- しかし、モノづくり企業の近隣における住宅の建築により、当該モノづくり企業と近隣住民との間で相隣関係における問題が発生していることも事実である。このような事態は、モノづくり企業の操業環境に影響を与えるだけでなく、市民の良好な住環境の観点からも好ましい状況ではない。
- 職住近接の中、モノづくり企業への市民の就業率が高く、モノづくり企業の集積は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤である。このため、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちを実現していく必要がある。
- そこで、住工共生のまちづくりが本市の更なる発展に欠くことのできないものであることを本市の共通認識とし、市民、モノづくり企業、市等が一体となって、住工共生のまちづくりを総合的に推進するため、この条例を制定するもの。

2. 条例で規定する主な項目(1)

○基本理念として、

- ①住工共生のまちづくりは、誰もが安全で快適に暮らせるまち
- ②元気に働き活力あふれる経済活動が営まれるまち
- ③モノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、本市がモノづくりのまちであることに誇りを持てるまち

の実現を図ることを旨として、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市が相互に連携を図りながら、協働して推進されなければならないと規定するとともに、各主体の責務(条例第4条～第8条)についても規定。
(条例第3条)

○住工共生のまちづくりの推進に関する施策として

- ①市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策
- ②住工混在の緩やかな解消に資する施策
- ③モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策
- ④その他住工共生のまちづくりに資する施策

を規定。(条例第9条)

2. 条例で規定する主な項目(2)

- モノづくり企業の集積を維持するため、準工業地域のうちモノづくり企業の土地利用の比率が高い地域及び工業地域をモノづくり推進地域として指定すること、又は指定の解除ができることを規定。(条例第10条)
なお、条例施行段階(平成25年4月1日)では、工業地域として指定されている地域をモノづくり推進地域として指定。(附則2)
- さらに、特にモノづくり企業の集積を維持・促進することが必要と認められる地域については、都市計画法に基づく特別用途地区等の活用と、そのための必要な措置を講ずるよう努めることも規定。(条例第11条)
- 地域の主体的な取り組みを支援するため「住工共生まちづくり協議会」を認定するとともに、当該協議会の対象区域内のモノづくり推進地域を重点地区として指定し、必要な支援を行う旨も規定。
(条例第12条、第13条、第14条)
- モノづくり推進地域内に住宅を建築する際のルールを設ける一方、工業地域・準工業地域の住宅について、宅地建物取引業者が、居住予定者等に対し用途地域の趣旨や公害関係規制基準などについて説明することを規定。(条例第15条、第16条、第17条、第18条)

2. 条例で規定する主な項目(3)

- 附属機関として「住工共生まちづくり審議会」を設置し、住工共生のまちづくりの推進に関する取組みなどを審議すること、また、条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めることも規定。(条例第19条)
- また、第15条～第18条の義務規定・努力義務規定については、周知期間を確保する必要があることから、別途規則で施行期日を規定する。(附則1)
- 条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとした。(附則3)

3. 平成25年度当初予算への反映状況

住工共生のまちづくりの推進に関する施策として掲げ、予算計上している項目
(条例第9条関連)

- ① 市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策
 - ・相隣環境対策支援(住宅・工場間における環境対策の支援)
 - ・住工共生コミュニティ活動支援
- ② 住工混在の緩やかな解消に資する施策
 - ・工場移転支援
- ③ モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策
 - ・モノづくり立地促進補助
- ④ その他住工共生のまちづくりに資する施策
 - ・事業所立地調査
 - ・住工共生まちづくり審議会経費
 - ・広報経費

これら施策を通じて市民・事業者・建築主等及び関係者の方々に「住工共生のまちづくり」についてご理解とご協力をいただくとともに、連携して各種事業を展開してまいりたい。